

# 守山市立地適正化計画

## 概要版



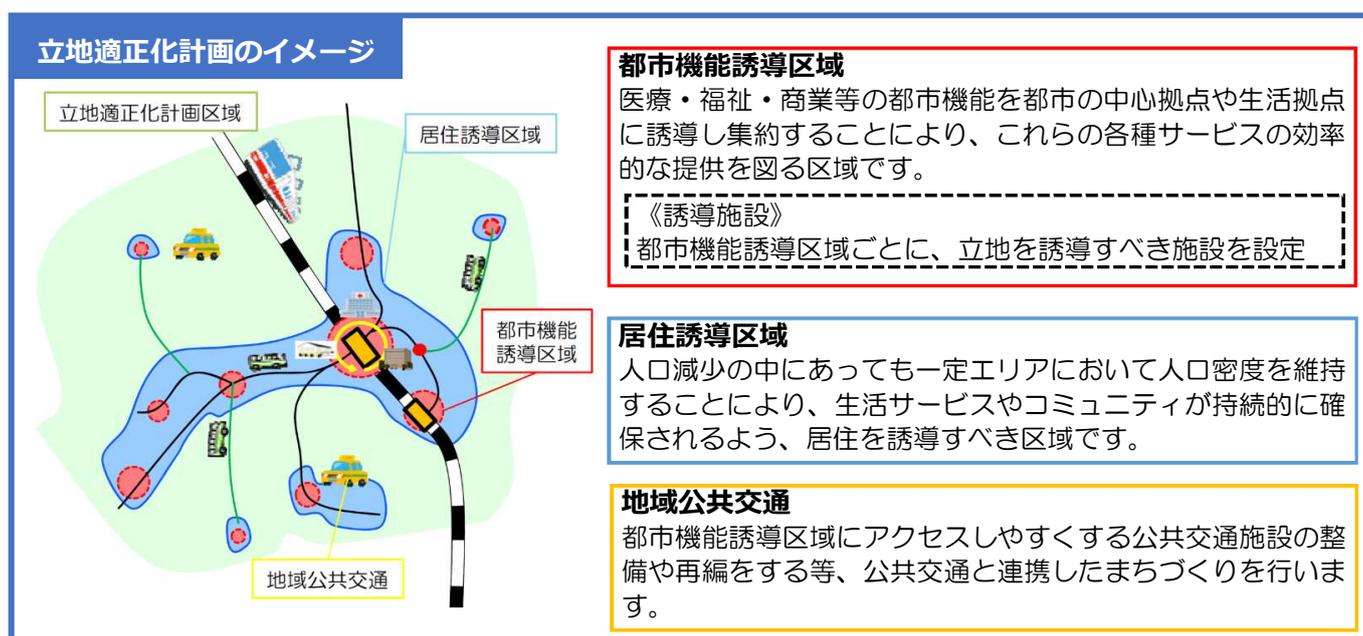
令和7年6月

守山市

# 1 立地適正化計画の概要

## ■ 立地適正化計画とは

- 立地適正化計画は、全国的な人口減少や高齢化等に対応した持続可能なまちづくりを進めるべく、都市再生特別措置法の改正に伴い、平成26年に制度化されました。
- 『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えのもと、都市全体の構造を見渡し、住宅と医療・福祉・商業等の様々な暮らしに必要な施設の緩やかな誘導を図るとともに、公共交通と連携したまちづくりを行うことで、コンパクトなまちづくりを推進するための計画です。
- 近年、全国各地で頻発する大規模な自然災害の被害を鑑み、令和2年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画の記載内容に「防災指針」が追加され、さらなる安全・安心なまちづくりを推進が求められています。



## ■ 立地適正化計画の位置付け

- 立地適正化計画は、上位計画や都市計画マスタープランで定めているまちづくりの方針等について、具現化・実現化するために策定する計画です。土地利用に対する施策だけでなく、公共交通、住宅、医療・福祉、子育て、商業等の多様な分野と連携していきます。

## ■ 計画対象区域

- 本市は、守山市全域（琵琶湖含まず）が都市計画区域に指定されていることから、本計画は、市全域を対象区域とします。

## ■ 計画の目標年次

- 本計画の目標年次は、本市の都市計画に関する基本方針を定めた「守山市都市計画マスタープラン」との整合を踏まえ、令和17年を目標年次とします。
- ただし、目指すべき都市構造の実現には、長期の期間を要するため、目標年次を超えた見通しにおける分析等を行います。

## 2 人口の動向および課題の整理

### ■人口の動向

- 人口については、京阪神エリアのベッドタウンとして伸び続けていますが、令和17年をピークとして減少に転じると推計されています。少子高齢化は進行すると推計されています。
- 15歳未満、15～65歳人口比率は減少傾向、65歳以上の高齢者比率は増加傾向にあります。

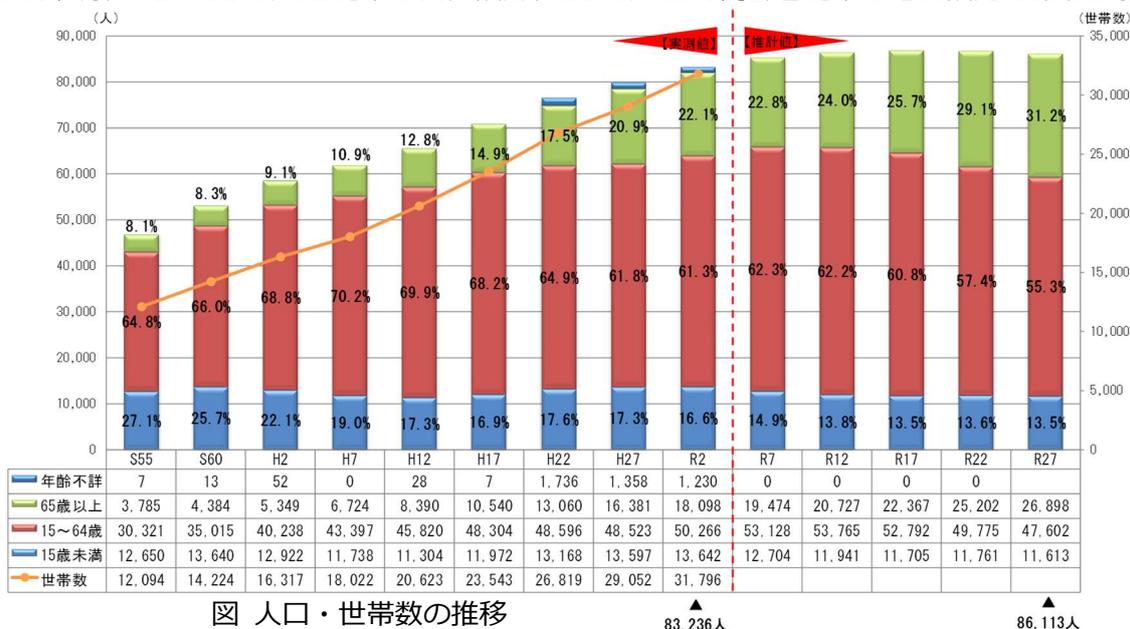


図 人口・世帯数の推移

### ■課題の整理

- 本市の現状や将来推計等を踏まえると、以下のような課題があげられます。

#### ◆日常生活サービスの効率的な提供

今後、進展する高齢化や増加が見込まれる子育て世代を含め、誰もが住みやすいまちにするため、日常生活サービスのより効率的な提供が必要となります。

#### ◆子育て環境の充実

20、30代については、近隣市からの転入が多いものの、転出も多いため、子育て環境を充実させることで、他市への流出を防ぎ、守山市への定住を促進していく必要があります。

#### ◆まちの活力低下

中心市街地の求心力を高めるとともに、居心地が良く歩きたくなる環境を整え、中心市街地の活性化を図る必要があります。また、琵琶湖岸等の観光資源を生かす中で、北部地域の魅力も高め、まちの活性化を図る必要があります。

#### ◆居住地と工業地の混在

工業系用途面積は近隣市に比べ少ないため、安定した自主財源と雇用を確保する上でも、工場の撤退を防止していく必要があります。

#### ◆公共交通の維持・確保

高齢化の更なる進行が予測される中、高齢者をはじめとした全ての人々が気軽に利用できる移動手段として、公共交通の維持・確保に取り組む必要があります。

## 3 まちづくりの基本的な方針

### ■ 基本理念

- 立地適正化計画は、都市計画マスタープランで示すまちづくりの実現に向けた取組であることから、基本理念については、守山市都市計画マスタープランを踏襲したものとします。

**【まちづくりの基本理念】**  
**豊かな水と緑に生まれ、快適に暮らせる美しいまち**

### ■ 基本目標

- 本市のまちづくり等に関する上位・関連計画や、現状および将来見通しにおける都市を取り巻く課題を踏まえ、守山市立地適正化計画におけるまちづくりの目標を以下のとおりとします。

#### まちづくりの目標1

安全で安心して  
暮らせるまちの形成

誰もが良好な住環境を享受し、快適に暮らせるように、医療・福祉・商業等の日常生活サービス施設の集積を図り、歩いて生活できるコンパクトで機能的なまちを推進します。  
また、子育て世代が安心して子育てができる環境づくりを推進します。

#### まちづくりの目標2

活発な交流ができる  
賑わいあふれるまちの  
形成

子どもから高齢者まであらゆる世代の人々の交流が図られ、様々な地域コミュニティ活動がより活発に行われるようコミュニティ機能の維持・活性化を図るとともに、既存ストックや魅力ある地域資源を活用する中、市民だけでなく、来訪者も呼び込み、交流・周遊を促進し、にぎわいあふれるまちの形成を目指します。

#### まちづくりの目標3

産業の育成・強化による  
働きやすいまちの形成

生産年齢人口が減少していく中で、雇用の確保に向け、既存の産業活動の保全を図るとともに、産業の強化を目指します。産業集積や産業育成により、経済の活性化を図り、新たな雇用を創出し、職住近接を実現することで、住みやすさだけでなく、働きやすいまちとしての魅力を高めます。

#### まちづくりの目標4

まちをつなぐ  
公共交通網の形成

高齢化が進展する中で、市民の足としての役割が大きくなる公共交通について、コンパクトなまちを推進することで、持続可能な公共交通網の形成を目指します。  
また、平坦な地形である本市の特徴を活かし、自転車利用も考慮した公共交通網を形成し、拠点間を結ぶネットワークを構築します。

## 4 目指すべき都市構造

- 都市計画マスタープランに示される拠点の考え方を踏襲しつつ、守山市立地適正化計画における都市機能の拠点を以下とおり設定します。また、各拠点におけるまちづくりの方向性を整理します。

### 観光・レクリエーション拠点

湖岸の風光明媚な景観や集積した既存施設の維持・保全を図りつつ、市民の余暇やレジャーを楽しむ場、来訪者の観光地として、民間活力等を活用した観光・レクリエーション機能の更なる充実を目指します。

### 地域生活拠点

北部市街化区域の生活拠点として、日常生活サービスの充実や公共交通の維持・確保により都市拠点、観光・レクリエーション拠点との連携を強化することで、市民の生活環境の向上を目指します。

### 観光・レクリエーション拠点



### 田園生活拠点

優良農地の維持・保全を図りつつ、それと調和した住環境を保全するとともに、集落コミュニティの維持・活性化を目指します。  
デジタル化の進展に伴い、テレワーク等の新しい生活様式が浸透していることから、本市の地域特性であるゆとりある住環境を活かし、働く場と居住の場が融合し、働くにも住むにも快適な環境の整備を目指します。

図 都市構造のイメージ図

### 文化スポーツ・市民交流拠点

教育、文化、生業の創造や市民の健康増進などを促進し、新たな価値を創造するエリアとして、水と緑を主体とした魅力ある景観を創出し、都市的利用と農村的利用の両面を尊重したシンボル地域として、緑地や緑道の整備により、訪れる人々の交流促進を目指します。

### 都市拠点

守山市の中心となる拠点として、行政、商業、文化、医療・福祉、業務および交通結節点等の都市機能の集積を促進し、都市機能の複合的な充実を目指します。また、都市機能の充実により居住地としての魅力を高めるとともに、今後も増加する人口の居住地として、質の高い居住環境の形成を目指します。

## 5 誘導区域および誘導施設

### ■ 都市機能誘導区域の考え方

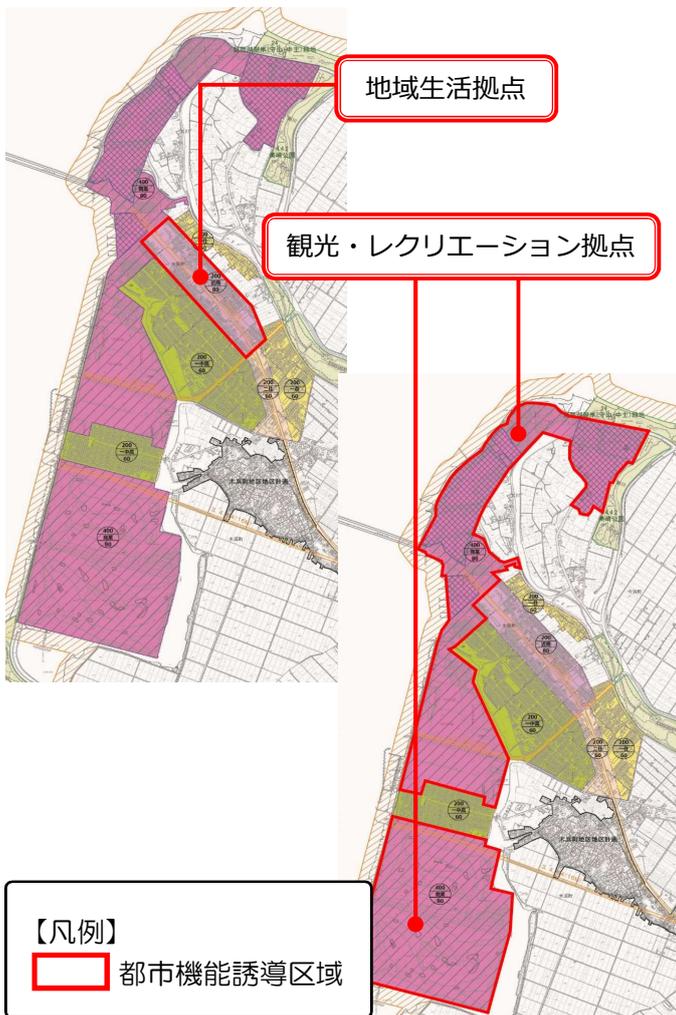
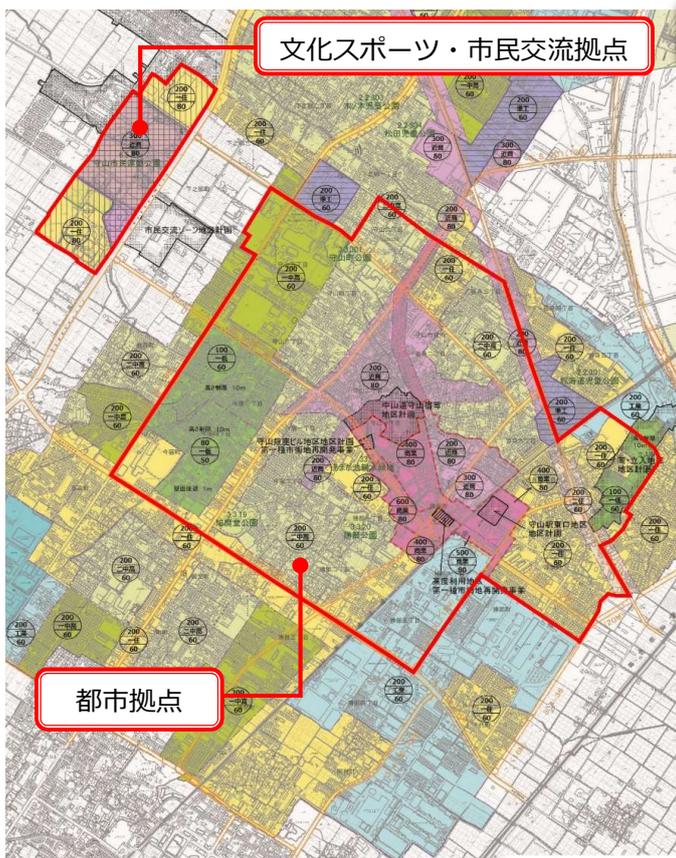
- 都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の日常生活サービス機能を都市の拠点で維持・確保することにより、必要なサービスを受けることができる区域です。
- 都市機能誘導区域を設定できるエリアは「市街化区域内」に限定されているため、目指すべき都市構造で拠点と位置付けた「都市拠点」「文化スポーツ・市民交流拠点」「地域生活拠点」「観光・レクリエーション拠点」の特性に配慮しつつ、設定します。
- 都市機能誘導区域は、拠点特性に応じ、行政、商業、文化、医療・福祉等の複合的な都市施設や日常生活サービス施設が集積した区域に設定します。

### ■ 誘導施設の考え方

- 誘導施設とは、都市再生特別措置法においては、「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされており、都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能増進施設のことです。
- 誘導施設については、まちづくりの方針や施設の立地状況等を勘案した中で、設定をします。特に、目指すべき都市構造を実現するために、まちづくりの方針を重要視して、定めます。

表 誘導施設候補一覧（例）

対象施設	施設名	法的位置付け
医療施設	病院、診療所	医療法第1条の5
	調剤薬局	医療法第1条の2
社会福祉施設	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項
	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3
	保育所	児童福祉法第39条第1項
	児童厚生施設	児童福祉法第40条
教育文化施設	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学	学校教育法第1条
	図書館	図書館法第2条第1項
	博物館・美術館	博物館法第2条第1項
	博物館相当施設	博物館法第29条
商業施設	デパート、スーパー、商店街内店舗、ドラッグストア、コンビニエンスストア	
行政施設	市役所	地方自治法第4条第1項
	支所	地方自治法第155条第1項



## 都市機能誘導区域の設定方針

### 都市拠点

- 日常生活サービス施設（医療・福祉・商業施設）と公共施設、保育所、公園緑地の6つの施設全ての徒歩圏内
  - JR守山駅の駅勢圏
- ⇒都市拠点の全域が概ね条件を満たしており、今後も都市の中心となる都市機能誘導施設のさらなる集積や機能強化が見込めることから、都市機能誘導区域とします。

### 誘導施設

病院、地域包括支援センター、地域子育て支援拠点施設、小規模保育所、中学校、高等学校、図書館、商業施設、市役所

### 文化スポーツ・市民交流拠点

- 日常生活サービス施設（医療・福祉・商業施設）と公共施設、保育所、公園緑地の6つの施設全ての徒歩圏内
- ⇒文化スポーツ・市民交流拠点の全域が概ね条件を満たしており、また、既存施設のさらなる活用・機能強化を図ることで、市民の健康増進や交流促進が期待できる重要な地域であることから、第1種および第2種公共公益施設特別用途地区全域を都市機能誘導区域とします。

### 誘導施設

中学校、高等学校、市民ホール、資料館、水泳プール

### 地域生活拠点

- 日常生活サービス施設（医療・福祉・商業施設）全ての徒歩圏内
- ⇒地域生活拠点の全域が概ね条件を満たしているため、幅広い都市機能誘導施設の設置が許容される用途地域である商業系用途地域を地域生活拠点における都市機能誘導区域とします。

### 誘導施設

病院、小規模保育所、商業施設

### 観光・レクリエーション拠点

- 観光・レクリエーション地としてのまちづくり方針等を勘案した中で区域検討
- ⇒観光資源を生かす中で、市内だけでなく、市外からの来訪者も呼び込み、本市に活力を創出することが期待できる重要な地域であることから、第1種および第2種観光・レクリエーション特別用途地区全域を都市機能誘導区域とします。

### 誘導施設

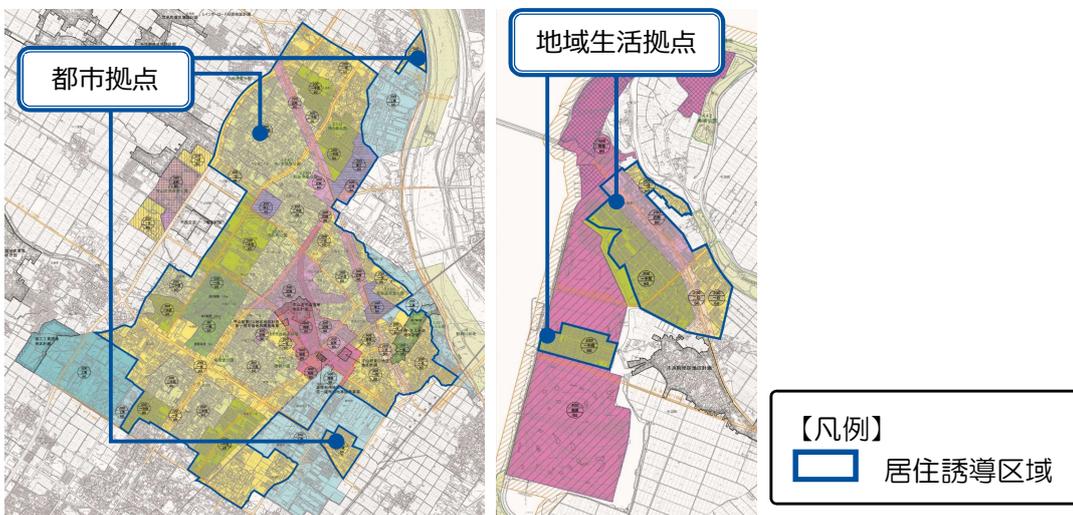
商業施設、博物館・美術館、博物館相当施設

【凡例】

都市機能誘導区域

## ■ 居住誘導区域の考え方

- 居住誘導区域は、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能や公共交通が持続的に維持されるよう、一定のエリアに人口密度を維持する区域です。
- 居住誘導区域を設定できるエリアは「市街化区域内」に限定されているため、目指すべき都市構造で拠点と位置付けた「都市拠点」「地域生活拠点」の特性に配慮しつつ、設定します。
- なお、「文化スポーツ・市民交流拠点」（第1種および第2種公共公益施設特別用途地区）、「観光・レクリエーション拠点」（第2種観光・レクリエーション特別用途地区）は、住宅の建築規制が行われているため、都市機能誘導区域のみの設定とします。また、「観光・レクリエーション拠点」（第1種観光・レクリエーション特別用途地区）は、住宅の規制は行われていませんが、余暇活動や観光地としての機能の充実を図るエリアであるため、都市機能誘導区域のみの設定とします。
- 少子高齢化社会が進行する中、高齢者や子育て世代等も住みやすい地域を居住誘導区域に設定します。具体的には JR 守山駅・バス停留所周辺等の公共交通が充実し、行政、商業、文化、医療・福祉等の都市施設が複合的に集積した区域を包含する区域とします。
- 市街化区域内の農地については、景観、環境、教育、防災、ヒートアイランド現象の緩和等の農地の多面的な役割に着目する中で、都市農地として活用すべき農地については、誘導区域内であっても保全活用をします。
- 市街化区域内の工業系用途のうち、既存の住宅やサービス施設が立地している地域や中心市街地への都市機能の集積を図るため大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区が指定されている地域は居住誘導区域に含めます。一方で、工場が集積している地域は、安定した自主財源や雇用確保の観点から、居住誘導区域には含めません。
- 居住誘導区域に含まれていない住宅街や調整区域の集落についても、保全していく住宅地と位置付ける中で、居住環境を維持します。



### 居住誘導区域に含める地域

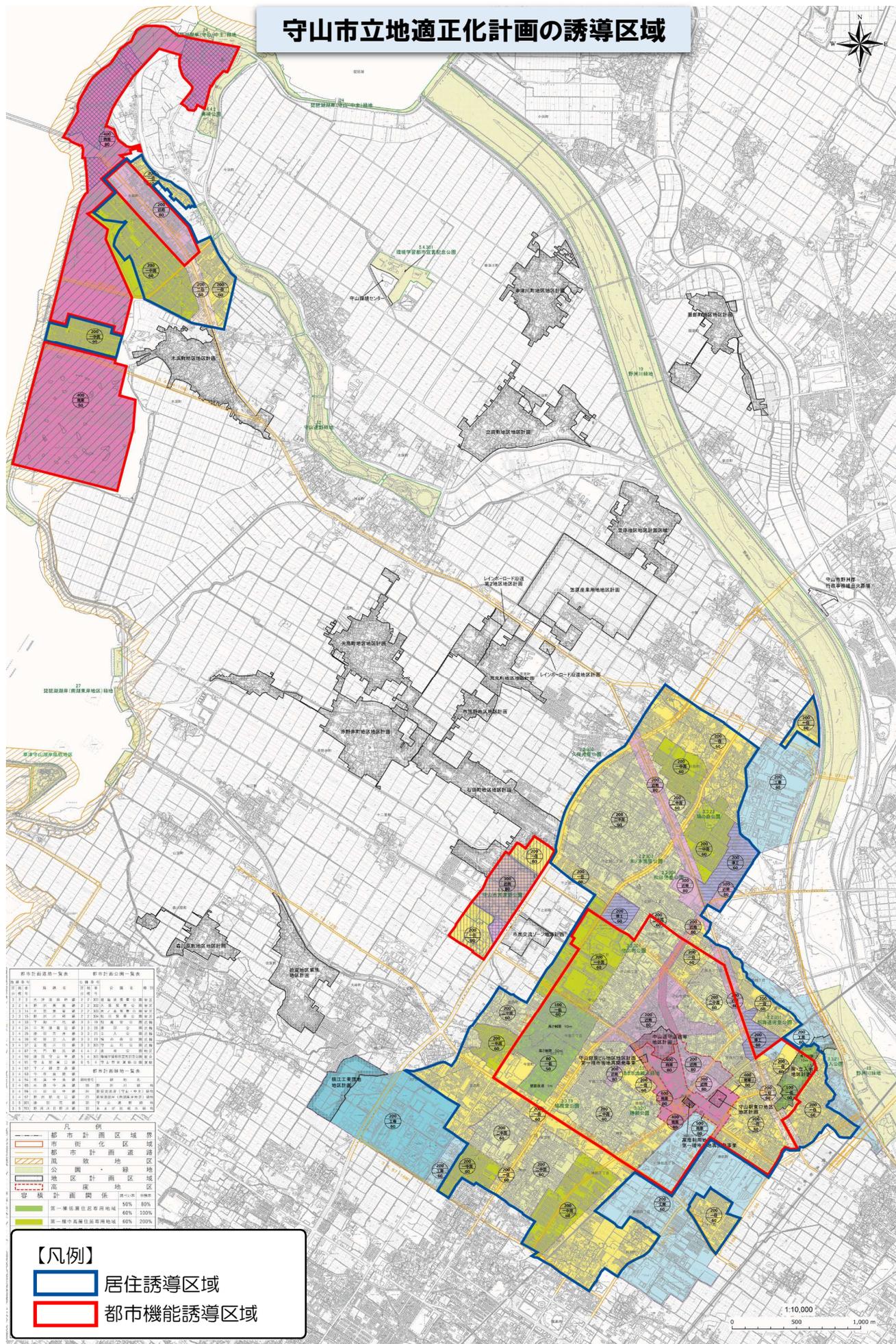
居住誘導区域は、用途地域のうち原則、住居系用途地域、商業系用途地域、準工業地域を包含する区域とします。ただし、住居系用途地域であってもまとまった自然地（琵琶湖内湖）は含めません。

### 居住誘導区域に含めない区域

工業専用地域、工業地域、特別用途地区（住宅の建築制限がある地区または住宅以外の機能の充実を図る地区）は居住誘導区域に含めません。

ただし、都市機能誘導区域に含まれている工業地域については、駅から概ね 500m 圏内であり、かつて中心市街地区域に設定され公共投資を一定進めてきたことを勘案すると、都市機能施設だけでなく、居住の誘導という選択肢も考えられるため、誘導区域に設定します。

# 守山市立地適正化計画の誘導区域



都市計画道路一覧表

路線番号	路線名称	区画	延長(メートル)	計画年度
1	1号線	1区画	100	2010
2	2号線	2区画	150	2011
3	3号線	3区画	200	2012
4	4号線	4区画	250	2013
5	5号線	5区画	300	2014
6	6号線	6区画	350	2015
7	7号線	7区画	400	2016
8	8号線	8区画	450	2017
9	9号線	9区画	500	2018
10	10号線	10区画	550	2019
11	11号線	11区画	600	2020
12	12号線	12区画	650	2021
13	13号線	13区画	700	2022
14	14号線	14区画	750	2023
15	15号線	15区画	800	2024
16	16号線	16区画	850	2025
17	17号線	17区画	900	2026
18	18号線	18区画	950	2027
19	19号線	19区画	1000	2028
20	20号線	20区画	1050	2029
21	21号線	21区画	1100	2030
22	22号線	22区画	1150	2031
23	23号線	23区画	1200	2032
24	24号線	24区画	1250	2033
25	25号線	25区画	1300	2034
26	26号線	26区画	1350	2035
27	27号線	27区画	1400	2036
28	28号線	28区画	1450	2037
29	29号線	29区画	1500	2038
30	30号線	30区画	1550	2039
31	31号線	31区画	1600	2040
32	32号線	32区画	1650	2041
33	33号線	33区画	1700	2042
34	34号線	34区画	1750	2043
35	35号線	35区画	1800	2044
36	36号線	36区画	1850	2045
37	37号線	37区画	1900	2046
38	38号線	38区画	1950	2047
39	39号線	39区画	2000	2048
40	40号線	40区画	2050	2049
41	41号線	41区画	2100	2050
42	42号線	42区画	2150	2051
43	43号線	43区画	2200	2052
44	44号線	44区画	2250	2053
45	45号線	45区画	2300	2054
46	46号線	46区画	2350	2055
47	47号線	47区画	2400	2056
48	48号線	48区画	2450	2057
49	49号線	49区画	2500	2058
50	50号線	50区画	2550	2059
51	51号線	51区画	2600	2060
52	52号線	52区画	2650	2061
53	53号線	53区画	2700	2062
54	54号線	54区画	2750	2063
55	55号線	55区画	2800	2064
56	56号線	56区画	2850	2065
57	57号線	57区画	2900	2066
58	58号線	58区画	2950	2067
59	59号線	59区画	3000	2068
60	60号線	60区画	3050	2069
61	61号線	61区画	3100	2070
62	62号線	62区画	3150	2071
63	63号線	63区画	3200	2072
64	64号線	64区画	3250	2073
65	65号線	65区画	3300	2074
66	66号線	66区画	3350	2075
67	67号線	67区画	3400	2076
68	68号線	68区画	3450	2077
69	69号線	69区画	3500	2078
70	70号線	70区画	3550	2079
71	71号線	71区画	3600	2080
72	72号線	72区画	3650	2081
73	73号線	73区画	3700	2082
74	74号線	74区画	3750	2083
75	75号線	75区画	3800	2084
76	76号線	76区画	3850	2085
77	77号線	77区画	3900	2086
78	78号線	78区画	3950	2087
79	79号線	79区画	4000	2088
80	80号線	80区画	4050	2089
81	81号線	81区画	4100	2090
82	82号線	82区画	4150	2091
83	83号線	83区画	4200	2092
84	84号線	84区画	4250	2093
85	85号線	85区画	4300	2094
86	86号線	86区画	4350	2095
87	87号線	87区画	4400	2096
88	88号線	88区画	4450	2097
89	89号線	89区画	4500	2098
90	90号線	90区画	4550	2099
91	91号線	91区画	4600	2100
92	92号線	92区画	4650	2101
93	93号線	93区画	4700	2102
94	94号線	94区画	4750	2103
95	95号線	95区画	4800	2104
96	96号線	96区画	4850	2105
97	97号線	97区画	4900	2106
98	98号線	98区画	4950	2107
99	99号線	99区画	5000	2108
100	100号線	100区画	5050	2109

凡例

—	都市計画区域境界
—	市街化区域
—	都市計画道路
—	風致地区
—	公園・緑地
—	地区計画区域
—	高層地区
—	立地関係
—	第一種中高層住居専用地域 50% 80%
—	第一種住居専用地域 60% 100%
—	第一種中高層住居専用地域 60% 200%

**【凡例】**

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域

1:10,000  
0 500 1,000 m

## 6 届出制度

### ■ 都市機能誘導区域外における届出

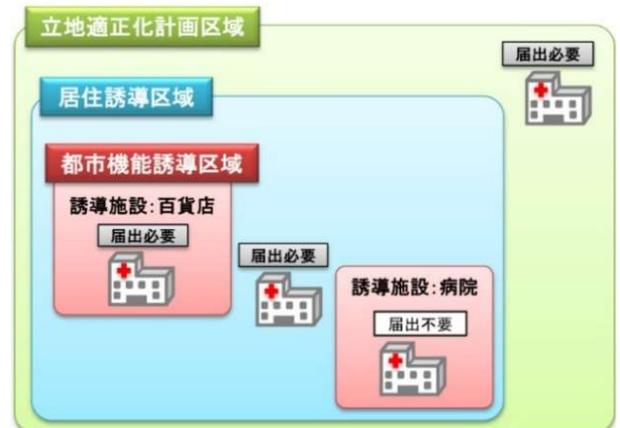
- 都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築行為または開発行為を行おうとする場合には、着手する日の30日前までに、行為の種類、場所等について本市への届出が義務付けられます。

#### ○ 開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うおうとする場合。

#### ○ 開発行為以外

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



### ■ 都市機能誘導区域内における届出

- 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、届出が必要となります。

### ■ 居住誘導区域外における届出

- 居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、以下の居住誘導区域外で行われる一定規模以上の建築行為または開発行為には、着手する日の30日前までに、行為の種類、場所等について、本市への届出が義務付けられます。

#### ○ 開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のも
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為 (例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)

#### ①の例示

3戸の開発行為



#### ②の例示

1,300㎡  
1戸の開発行為



800㎡  
2戸の開発行為



#### ○ 建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合 (例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

#### ①の例示

3戸の建築行為



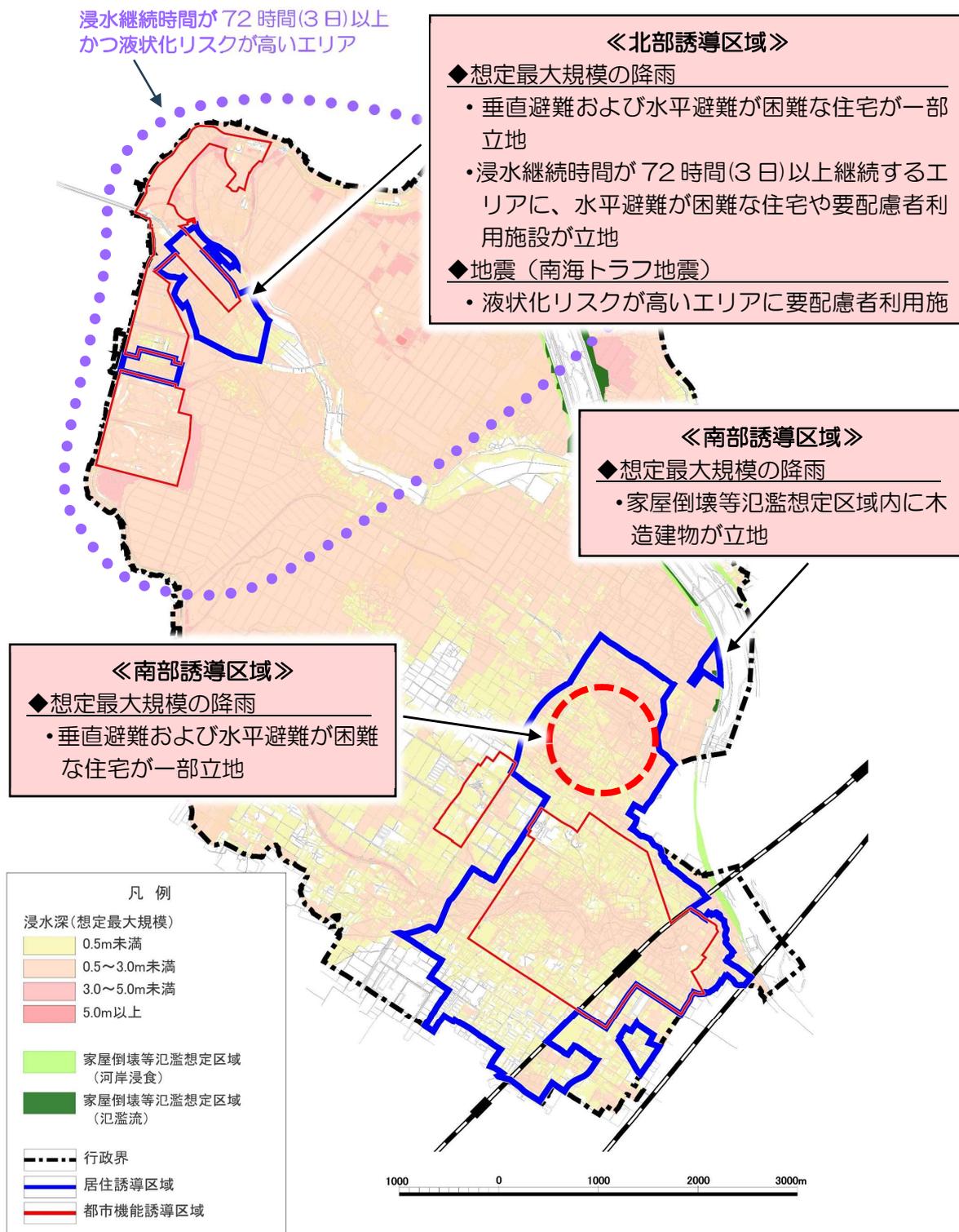
1戸の建築行為



## 7 防災指針

- 令和2年6月に都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画の記載事項に防災指針が追加されました。
- 頻発・激甚化している自然災害に対応するため、想定される災害リスクを分析し、災害リスクが高い地区における具体的な防災・減災対策を防災指針に位置付けることで、災害対策とまちづくりが一体となった取組を計画的に推進します。

### ■ 防災まちづくりに向けた課題



## ■防災まちづくりの将来像

- 本指針における将来像を守山市地域防災計画と同様にします。

### 自助・共助・公助の連携による減災のまちづくり

## ■防災まちづくりの取組方針図

共通

- ・ 主要な道路の機能強化により、災害発生時の円滑な避難や緊急輸送に備える。
- ・ 防災拠点や避難所の適切な設置と運営により、市民等の安全を確保する。
- ・ ハザード情報の周知や災害への備えの啓発により、市民等の防災意識を高める。
- ・ 自主防災組織の活動強化や避難体制の構築により、地域の防災力を高める

浸水

#### 《北部誘導区域》

- ・ 河川や琵琶湖の治水機能の維持および強化を図る。
- ・ 想定最大規模の降雨に対して、住民や要配慮者利用施設の利用者が早期かつ円滑に避難できる環境を整える。

地震

#### 《北部誘導区域》

- ・ 南海トラフ規模の地震時に危惧される液状化リスクに対して、ハード面での対策を講じる。

浸水

#### 《南部誘導区域》

- ・ 河川の堤防・護岸の耐震化を推進する。
- ・ 迅速な情報伝達や円滑に避難できる環境を整える。

浸水

#### 《南部誘導区域》

- ・ 河川の治水機能の維持および強化を図る。
- ・ 想定最大規模の降雨に対して、住民が早期かつ円滑に避難できる環境を整える。

## ■ 具体的取組、スケジュール

具体的取組 (緑色はハード対策、橙色はソフト対策)		出典 ※	実施 主体	スケジュール		
				短期	中期	長期
河川	河川の維持（樹木伐採・堆積土砂の除去・護岸補修等）	①	市/県	→	→	→
	河川施設等の耐震化（堤防・護岸・水門・排水機場等）	④	市/県	→	→	→
	琵琶湖沿岸の内水排除	②	市/県	→	→	→
インフラ	雨水幹線の整備	②③④	市	→		
	緊急輸送道路の耐震化・無電柱化	④	市	→	→	→
	避難路となる都市計画道路の整備	③	市	→	→	→
	液状化対策（土木施設構造物・地下埋設物）	④	市	→	→	→
土地建物	住宅や建築物、公共施設の耐震化	③④	市	→	→	
	液状化対策（建築物）	④	市	→	→	→
防災機能	地域防災拠点の整備推進（環境学習都市宣言記念公園）	②	市	→		
	地区防災拠点の整備推進（各地区会館）	④	市	→		
	指定避難所の指定（民間施設との協定締結を含む）	④	市	→		
	備蓄倉庫および防災資機材の整備	③④	市	→		
防災意識の普及・啓発	ハザードマップ・地先の安全度マップの周知	③④	市	→		
	防災訓練や出前講座の実施	③④	市	→	→	→
	地域や家庭、事務所等における備蓄の促進（最低3日分）	③④	市/地域/ 事業者	→		
防災体制の構築	安全・安心メール等の情報発信手段の利用促進	③④	市	→		
	自主防災組織の育成強化・活動支援	④	市/地域	→		
	避難行動要支援者の個別避難計画の策定	③④	市	→	→	→
	要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援	③④	市/事業者	→		

- ※出典 ①淀川水系甲賀・湖南圏域河川整備計画（令和6年3月）  
 ②淀川水系流域治水プロジェクト【甲賀・湖南圏域】（令和3年3月）  
 ③第二次守山市国土強靱化地域計画（令和7年3月）  
 ④守山市地域防災計画（令和7年6月）

## 8 公共交通に関する事項

### ■公共交通網形成に向けた基本的な方針

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の「ネットワーク」を担う移動手段として、路線バスを主要公共交通軸として位置付け、効率的な利便性の向上や利用促進を図ります。
- 特に拠点間を結ぶ幹線軸を継続的に維持・確保していくことを基本とした中で、平坦な地形である本市の特徴を活かし、自転車利用も含め、居住エリアと生活利便性施設等をつなぎ合わせる公共交通網の形成を目指します。

- 市外の来訪者のアクセス手段としての役割を果たす広域バスおよび民間バス路線は、沿線住民の生活交通として重要な役割を果たしているため、継続的な維持・確保を図ります。
- 守山市の公共交通は、大部分は民間交通事業者による運行であるため、民間交通事業者と連携・支援をしていく中で、公共交通網を形成します。
- 公共交通の利用促進を図るためのきめ細かな情報提供やコミュニケーションなどのモビリティマネジメントを通じて、公共交通への関心や利用拡大を図ります。
- 子どもや高齢者、市外の来訪者など誰もが安心して公共交通を利用しやすい環境づくりを進めます。
- BTS（バス乗換自転車駐輪場）等を整備していく中で、サイクル&ライドによる利用促進を図ります。
- デマンド乗合タクシーを活用することで、路線バスを補完し、交通弱者や交通空白地の移動手段を確保します。
- それぞれの公共交通が単体として機能を発揮するだけでなく、上手に組み合わせて連携することで、公共交通サービス全体の利便性の向上を図ります。

### ■立地適正化計画による公共交通の維持・確保

- 立地適正化計画により、コンパクトなまちづくりの推進や各拠点の魅力を高める中で、公共交通を維持・確保ができる都市構造の形成を目指します。

#### 移動需要の集約

居住地および生活に必要な施設を誘導することで、移動する人や移動する目的地を可能な限り集約して、効率的な路線編成を実現することで、採算性の確保を目指します。

#### 移動需要の創出

各拠点に必要な施設を誘導し、魅力ある拠点を形成し、外出目的を創出することで、移動需要を創出し、公共交通の利用者の増加を目指します。

##### 《基幹的公共交通路線の強化》

都市拠点、文化スポーツ・市民交流拠点、観光・レクリエーション拠点の魅力を高め、誰もが行きたくなるような拠点にすることで、南北の行き来を活性化し、南部市街化区域と北部市街化区域をつなぐ基幹的公共交通軸の利用者増加を目指します。

## 9 誘導施策および目標値、評価方法

### ■ 誘導施策

- 都市機能誘導区域および居住誘導区域の魅力を高めるため、公的不動産や空き家・空き地等の既存ストックの活用も視野に、以下の施策を実施します。

#### ◆ 都市機能誘導区域に関する施策

- ・ 守山駅前広場整備
- ・ 地域子育て支援拠点施設の整備
- ・ 市民ホールおよび資料館の再整備
- ・ 水泳プールの整備
- ・ 届出制度の活用 等

#### ◆ 居住誘導区域に関する施策

- ・ 中山道の街並み整備事業
- ・ 道路のバリアフリー化整備事業
- ・ 届出制度の活用 等

#### ◆ 誘導施設に関する施策

- ・ 都市再生整備計画事業

#### ◆ 公共交通に関する施策

- ・ バス路線の運行サービスの充実、近隣市と連携した交通網の形成
- ・ 新技術の導入による既存交通の効率化
- ・ 駅やバス停周辺のバリアフリー化等の利用環境の改善
- ・ デマンド乗合タクシーの充実
- ・ B T S（自転車駐輪場）の充実 等

### ■ 目標値の設定

- 計画を進捗管理するための目標値を以下のとおり設定します。

	基準値	目標値
日常生活サービスの徒歩圏充足率	R2	R17
	43.5%	43.8%

	基準値	目標値
居住誘導区域内の人口密度	R2	R17
	65.9 人/ha	69.5 人/ha

	基準値	目標値
基幹的公共交通路線の徒歩圏充足率	R2	R17
	49.4%	49.5%

	基準値	目標値
財政力指数	R5	R17
	0.803	1.00

	基準値	目標値
安全・安心メールおよび公式LINEの登録者数	R5	R17
	11,367 人	17,000 人

	基準値	目標値
防災協定締結数	R5	R17
	84 件	130 件

### ■ 施策達成状況に関する評価方法

- 上位計画や関連施策などの見直しとの整合を図りつつ、市民や企業の主体的な参加のもとまちづくりの進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて計画の見直しを行い、計画内容の充実を図ります。

---

問合せ先 **守山市役所 都市経済部 都市計画・交通政策課**

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

Tel : 077-582-1132 Fax : 077-582-6947

E-mail : [toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp)